

建設現場における「快適トイレ」設置試行要領

1 目的

国土交通省では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めており、その一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、職場環境を改善している。

県としても、ワーク・ライフ・バランスの推進により職場環境の改善が図られ、女性のさらなる活躍や新たな入職者の増加につながるなど、担い手の確保に寄与すると考えられることから、建設現場への快適トイレ設置を本要領により試行する。

2 試行対象工事

当面の間、県土整備部及び地域交流部関係機関で発注する工事とする。

3 快適トイレの仕様

快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「（１）快適トイレに求める標準仕様」「（２）快適トイレとして活用するために備える付属品」を全て満たすものとする。

なお、女性が現場で働く場合は、男女別に設置するものとする。

（１）快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ることに
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

（２）快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ フィッティングボード
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

4 試行の流れ

【発注時】

(1) 発注者は、別添1「快適トイレ特記仕様書」を設計書に添付するものとする。

【試行工事の契約後から竣工まで】

(2) 受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

設置しない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

(3) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員へ提出するものとする。また、様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に工事打合せ簿にて提出するものとする。

(4) 受注者は、快適トイレを現場に設置した後、様式2「快適トイレ設置報告書」の電子データを監督員に提出するものとする。

(5) 監督員は、設置された快適トイレを現場（やむをえない場合は机上）にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。

(6) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したら、速やかに見積りを監督員に提出するものとする。

(7) 監督員は、提出された見積りをもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。（積算方法は別添2「快適トイレ積算参考資料」による）

(8) 監督員は、「快適トイレチェックシート」を工事打合せ簿綴りに保管する。

5 費用の計上

(1) 快適トイレの設置は受注者希望型であるため、費用確定後変更設計にて計上する。

(2) 受注者から提出された見積りをもとに、通常トイレとの差額を営繕費に計上する。

(3) 積算の方法については、別添2「快適トイレ積算参考資料」によるものとする。

6 適用

本要領は平成29年4月10日以降に公告する工事に適用する。ただし、既に公告、発注されている工事であっても受注業者から申し出があったものについては、本要領の基づき変更で対応することができるものとする。